

○旅行命令等の権限の委任等に関する訓令

平成7年4月26日

本部訓令甲第14号

(旅行命令等の委任)

第1条 警察本部長は、警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号。以下「規則」という。)第4条第2項の規定により別表の左欄に掲げる職員に対する旅行命令(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)第4条第1項第1号に定める旅行命令をいう。)及び証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等に対する旅行依頼(法第4条第1項第2号に定める旅行依頼をいう。)の権限をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委任する。

(警察本部長の職務代理)

第2条 警察本部長は、事故のため規則第4条第1項の規定により委任を受けた旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)等の権限を行うことができない場合は、警察本部警務部長にその職務を代理させるものとする。

(委任を受けた者の職務代理)

第3条 第1条の規定により旅行命令等の権限の委任を受けた者は、事故のため同条の規定により委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、あらかじめ別記様式により警察本部会計課長に通知した者にその職務を代理させるものとする。

附 則

この訓令は、平成7年5月1日から施行する。

附 則(平成12年7月27日本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日本部訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

※ 別表・別記様式(略)